

テント一週一文（よ）——「川内原発行政訴訟」

（承前）

留守番オーマは大きなバッグの中を探って、「あった、あった」と財布を取り出した。そして「弁当を買ってくる」と言って「入口」の透明シートを押して、テントを後にします。甘酒オーマも持ち物を確認して、帰る準備です。「まもなく一人か」と思って机の上を見ますと、8月23日の裁判のチラシがあります。

「お聞きしてもいいですかね。もう過ぎたのですが、これはどういう裁判ですか？」と甘酒用の空ビンやステンレスポットの入ったバッグを肩に掛けようとしていた甘酒さんに聞いてみた。

「どれ？ ア、センダイギョウソね」

「これはギョウソって読むのですか？」

「行政訴訟の省略よ」

「この裁判の名前は長いですね。「川内原発設置変更許可取消請求訴訟」ですか。長いし漢字ばかりで内容も分らないですね」

「分からない？ 川内原発、知っているでしょう。設置、分るでしょう。変更許可、理解できるでしょう。ちょっと待って、設置変更許可かな？ マ、いいけど。取消、簡単でしょう。請求、これは日常的な単語だから誰でも分るわね。訴訟、裁判ってこと。何でそんなに私の頭を見ているのよ」

「イエイエ、どんな頭の中なのか少し覗いてみたいと思って頭を見ているだけですよ」

「外から頭を見ても頭の中は分らないでしょう」と、甘酒オーマのものの言い方が、弁当を買いに行った留守番オーマに少し似てきました。

「悲しいけれど、その通りですね。ともかく川内原発の何かを取り消すことを求めた裁判ですね」

「そうそう。再稼働許可は間違っています、取り消してくださいという裁判よ」

「じゃ、再稼働許可取消請求って言えば分り易いのに」

「裁判では日常的な表現を使わないことが多いのよ。それに原子力規制委員会は再稼働って言わなくて設置変更許可って言うの。だから裁判でも設置変更許可取消請求って言うのよ。大して難しくはないけど、面倒ね」

「あなたには面倒っていうレベルでしょうが、私には解説してもらわないと理解出来ないレベルですね」

「あなたには難しいでしょうね」と、甘酒オーマはますます留守番オーマのレベルに近づいてきます。「で、私に判る範囲であなた用に言うとネ、いままでの不足している部分を安全基準に沿ったように修正したことを（＝変更したことを）認めます、今は安全審査に合っています、稼働してもいいですよっていうのが設置変更許可。私たちはそれを再稼働って言っているのよ。設置変更許可と再稼働の違いを弁護士さんに聞いてみる？」と、彼女は今でも直ぐ電話しようという勢いで、スマホを取り出します。

「イエイエ、結構です。川内原発の再稼働許可は2014年9月でしたよね。それは不当だとして、その年の11月に1500名で規制委員会に再稼働許可の取り消しを求める異議申立をしたでしょう」

「そうなのよ。規制委員会としては、自分たちが許可したのに、それへの異議があったとしても、「ご異議はごもっともでございます」とは言わないわね。でも規制委員会がその異議申立てを

却下したのが翌年 2015 年の 12 月。1 年間にわたって異議を審査していただいたのよ。有りがたいことね。その間に川内原発 1 号機も 2 号機も再稼働しているのよ」と甘酒オーマの説明には熱が入ってきます。

「で、ギョウソ？」

「この行訴には別の要件が絡んでいるのよ。鹿児島島の 10 数名の住民が中心になって、鹿児島地裁に稼働中止の仮処分を求める申請をしていたのよ。それが却下されたのが 2015 年 4 月。福岡高裁に上告して、その決定が福岡高裁の宮崎支部で 2016 年 4 月にあったの。また却下ね。こうして、再稼働は OK という裁判所の判断が出たというわけ」

「九電も国も大喜びしたわけですね」

「ところがどっこい。だんだん調べていくとね、といっても私が調べたわけじゃないのよ、弁護士さんたちが調べてみるとね、福岡高裁宮崎支部の 2016 年 4 月の決定には「納得！」というところもあるのよ。ホラ、このチラシに」と少し昔のチラシを取り出して、「書いてあるでしょう」と見せてくれます。

- 1 現在の科学技術水準では火山の噴火の可能性や時期や規模の的確な予測は困難
- 2 原発の立地に関する評価に利用している火山ガイドの内容は合理的ではない
- 3 原発周囲の火山が噴火する可能性が低いとした九電の評価プロセスは不合理等々の判断を示しました。これらはまっとうで正当な判断といえます。

「でも決定は再稼働 OK だったのですね」

「そうなの。[大規模な噴火による原発のリスクは“社会通念上”無視してもよい]と判断したのよ」

「大人の判断？」

「ゴール直前まで先頭を走っていた“正当判断選手”にストップを命じ、後ろを走って来た“社会通念選手”にゴールを切らせたのよ、宮崎支部は。社会通念は、裁判官の個人的で主観的な判断基準を覆い隠す“イチジクの葉”だったのよ」

「怒っていますね。熱が入ってきましたね」

「怒ってはいないわよ。このチラシに書いてあるのよ。ともかくね、社会通念上の判断は行政上では通用しない、ということで、裁判所がまっとうに判断すれば危険と判断している再稼働許可は取り消すべきであると提訴したの。2016 年 6 月、昨年のことよ」

「その 5 回目の裁判が 8 月 23 日にあったのですか」

「そうなの。詳しくは添付している傍聴記を見て」

「このギョウソウでは、火山活動への評価が大きな争点なのですね、このチラシによると」

「そうなの。 <http://npg.boo.jp/undou/170515sendai.pdf> の「川内原発行政訴訟第 4 回口頭弁論傍聴記」を見て。でもこのタイトルも漢字だけであなたには難しいわね」

「これは分りますよ」

「ところが規制委員会は今年 7 月 19 日、つい 1 ヶ月前の会合で、影響評価に使う火山灰濃度について、川内原発設置変更許可（再稼働許可）したときの基準 $3.2\text{mg}/\text{m}^3$ を、 $2000\sim 4000\text{mg}/\text{m}^3$ に引き上げたのよ。約 1000 倍よ。大改定。もちろん勘で決めたわけじゃなくて、しかるべき手順を踏んで決めたのだけど、この行政訴訟裁判で原告側の弁護士がくわし〜く、噛んで含めるように被告の国に説明してあげた結果よ。規制委員会が決められているからしっかりした数値だって考えた

ら、とんでもないことになるのよ。原子カムラの言うことには、必ず眉に唾をつけて聞いておかなければならないのよ」

「基準になる数値を 1000 倍も甘くしたってことですか？」

「甘くしたって言うわけじゃなくて、それ位の火山灰濃度でも機械が対応できるように用意しておきなさいっていう基準ね」

「約 1000 倍ですか？ web では約 100 倍って書いてありますよ。ここです」

「あなたは小さいところに……、ごめんなさい。約 100 倍と約 1000 倍は小さくはないわね。規制委員会では、昨年から 1980 年のセントヘレンズ山噴火時の $30\text{mg}/\text{m}^3$ というのが基準にされていたのよ。ところが、今年の 7 月 19 日の会合では、基準としては $2\text{g}/\text{m}^3 \sim 4\text{g}/\text{m}^3$ とかという数値が出てきたの。で、 $30\text{mg}/\text{m}^3$ から見ると約 100 倍になるわね」

「なるほど。で、約 1000 倍は？」

「弁護士さんによるとね……」

「Hm, hm」

「あなた真面目に聞いていないでしょう！」

「聞いていますよ。甘酒は美味しかったですね」

「甘酒はまた持って来るから。その話じゃないでしょう。弁護士さんによるとね、さっきも言ったように、規制委員会が川内原発再稼働を許可した時に念頭に置いていたのは、エイヤヒャトラの $3\text{mg}/\text{m}^3$ らしいのよ。だから、 $2\text{g}/\text{m}^3 \sim 4\text{g}/\text{m}^3$ という数値は川内の $3\text{mg}/\text{m}^3$ から見ると約 1000 倍って言えるわけ」

「約 100 倍か、約 1000 倍かはわかりました。じゃー、規制委員会の審査は $2\text{g}/\text{m}^3 \sim 4\text{g}/\text{m}^3$ の濃度に対応した水準で許可することになるわけですね」

「そうでもないのよ。規制委員会は、この数値を“参考濃度”とっているのよ。最新の判明している数値に合わせて基準値は決めるべきでしょう。ところが、それに合わせると、すでに再稼働を許可した原発が軒並み基準値違反ってことになるのよ。だから、正規の基準値にしようとしないうのよ」

「それは、それは、大変ですね」

「8 月 23 日の裁判については、添付している傍聴記を読んで。詳しく書いてあるから。それと、火山灰濃度の話はまだまだ尾を引くわよ」と言って、彼女は長い説明を終えた。そして、「じゃ失礼しますね」とバッグを背負って帰って行きました。 (以下次号)

(文責 栗山次郎) 2017 年 8 月 28 日公開

[8 月 23 日「川内行訴」第 5 回裁判傍聴記 \(小林和博\)](#)